

令和8年4月

保護者様

大阪市教育委員会事務局  
保健体育担当課長

### アレルギーの取扱いについてのお知らせ

平素は、本市の教育活動にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、学校給食におけるアレルギーの取扱いにつきまして、次のとおりお知らせします。  
今後も引き続き、安全安心な給食の実施に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 食品表示基準等について

令和8年4月1日消費者庁より食品表示基準および「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表発第139号消費者庁次長通知）が改正され、アレルギー表示に関して特定原材料に準ずるものとなっていた「カシューナッツ」が特定原材料に変更、「ピスタチオ」が特定原材料に準ずるものに追加されました。

【カシューナッツ】 特定原材料に準ずるもの ➡ 特定原材料へ変更

【ピスタチオ】 特定原材料に準ずるものに追加

#### 2 アレルギーの取扱いについて

アレルギー情報を集約した資料「食品別アレルギー一覧表」へのピスタチオの項目追加は、令和8年6月分からとします。